

# 空知中央バス 安全マネジメントの取り組みについて

平成 23 年 7 月 7 日

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

空知中央バスは中央バスグループの一員として、「より安全・安心なバスを目指して」をスローガンに、全営業所に掲示し全社員一丸となって輸送の安全の確保に努めております。

### 【安全方針】

## 安全最優先

“より安全・安心なバスを目指して”

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCA サイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

平成 22 年 4 月 1 日

代表取締役社長 久保田 勝利

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### (1) 平成 22 年度の目標達成状況

◎事故防止重点目標

#### 1. 人身事故を減らそう

(有責事故件数を前年比 30%減少)

(非責事故件数を前年比 30%減少)

#### 2. 有責事故を減らそう

(有責事故件数を前年比 30%減少)

#### 3. 踏切事故ゼロを継続しよう

平成 22 年度の輸送の安全に関する目標は「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」で取りまとめられた『事業用自動車総合安全プラン 2009』を基に事故防止重点目標を設定し、達成へ向け取り組んだ結果、平成 22 年度「1.」及び「3.」の項目について達成しましたが、「2.」については平成 21 年度比 20%減と 30%減少には至りませんでした。

(2) **平成 23 年度の目標**

平成 23 年度は平成 30 年度までの中長期目標と昨年度の結果を踏まえて、下記の通り目標の設定し、全社員が一丸となって達成に向け取り組んでおります。

【平成 23 年度 輸送の安全に関する目標】

**輸送の安全に関する目標**

**「総合安全プラン 2009」に基づく目標**

1. 交通事故死者数ゼロ（有責事故死者数ゼロを継続）
2. 平成 30 年度までに有責人身事故を半減
3. 飲酒運転ゼロ

**平成 23 年度 事故防止重点目標**

1. 人身事故を減らそう  
(有責事故件数を前年比 30%減少)  
(非責事故件数を前年比 30%減少)
2. 有責事故を減らそう  
(有責事故件数を前年比 30%減少)
3. 踏切事故ゼロを継続しよう

3. **自動車事故報告規則第 2 条に規程する事故に関する統計**

別紙1 平成22年度自動車事故報告規則第2条に関する報告一覧表をご覧ください。

4. **輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置**

《輸送の安全のために講じた措置（平成22年度）》

- ・ 遠隔地での飲酒運転防止の為、モバイル型アルコール検知器を増設
- ・ 車内転倒事故防止を含むバス乗車マナー等に関する地域懇談会の実施

《輸送の安全のために講じようとする措置（平成23年度）》

- ・ ドライブレコーダーの導入の検討

5. **輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制**

別紙 2 安全管理体制組織図をご覧ください。

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

### 《乗務員に対する教育》

- ・『旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号）』に基づき乗務員指導計画内容を作成し、その項目に沿って指導を行っています。
- ・平成22年度より入社5年目の乗務員を対象に、自身の運転の特性を把握し改善を目的とする安全運転講習会を実施しております。
- ・集合指導教育や営業所班別常会を年数回行い、事故防止についての注意喚起を行っている他、管理者による添乗指導教育の強化や、交差点等で街頭指導教育を行い、安全の向上に努めています。

### 《管理者に対する指導》

- ・年3回実施する輸送安全管理委員会で事故等の特性や注意すべき点を共有し、事故の再発防止及び未然に発生を防ぐ会議を行っています。
- ・外部講師による適性診断の活用講座や安全マネジメントに係る講義を受講し、乗務員指導のスキルアップを図っています。

## 7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

平成22年度の輸送の安全に係る内部監査は安全統轄管理者が内部監査員を指名し、平成22年6月上旬に現場部門（営業所）、平成23年3月に経営管理部門（本社）で実施され、概ね適切に業務が遂行されていることを確認しました。

但し、一部の輸送の安全に関する必要書類の記録状況や情報共有に改善の余地があると指摘があり、指摘事項について改善を行っています。

以上

別紙 1

平成22年度 自動車事故報告規則第2条に関する報告一覧表

H23.4.1

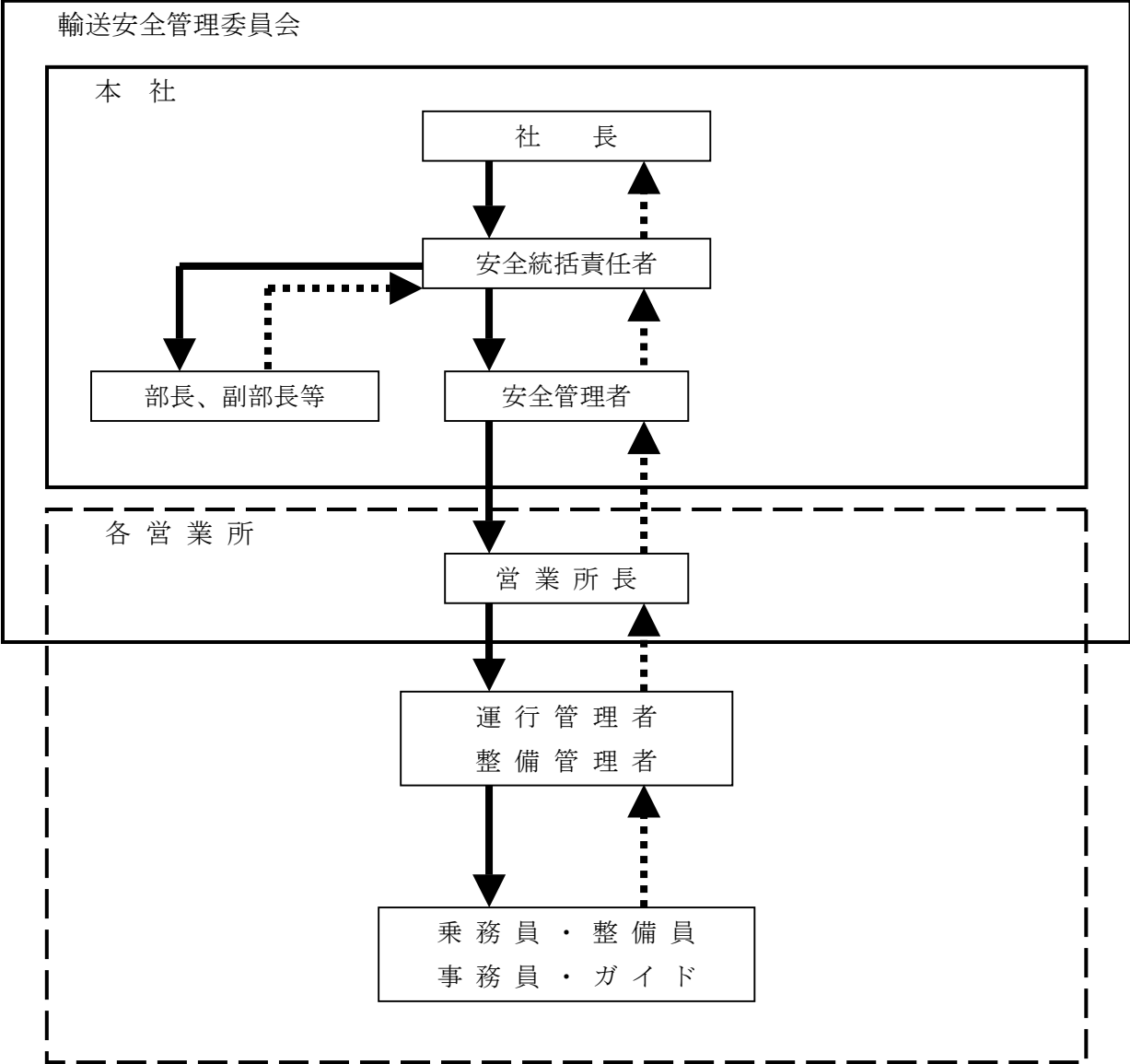
[件数]

| 項目                                | 自動車事故報告規則第2条に関する報告件数 |  |                        |               |                 |  |                                  |                          |              |                         |             |   |  |                         |
|-----------------------------------|----------------------|--|------------------------|---------------|-----------------|--|----------------------------------|--------------------------|--------------|-------------------------|-------------|---|--|-------------------------|
|                                   | 計                    | 1項に関するもの                               | 2項に関するもの               | 3項に関するもの      | 4項に関するもの        | 7項に関するもの                                   | 8項に関するもの                         | 9項に関するもの                 | 10項に関するもの    | 11項に関するもの               | 12項に関するもの   | 13項に関するもの                                   | 14項に関するもの                                | 15項に関するもの               |
|                                   |                      | 自動車が転覆・転落・火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの | 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの | 死者又は重傷者を生じたもの | 10人以上の負傷者を生じたもの | 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害が生じたもの | 酒気帯び・無免許・大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの | 運転者の疾病により、運転を継続できなくなったもの | 救護義務違反があったもの | 自動車の装置の故障により運行できなくなったもの | 車輪の脱落を生じたもの | 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの | 高速自動車国道又は、自動車専用道路において3時間以上自動車の通行を禁止されたもの | 国土交通大臣が特に必要と認め報告を指示したもの |
| 件数                                | 1 (0)                | 0 (0)                                  | 0 (0)                  | 0 (0)         | 0 (0)           | 0 (0)                                      | 0                                | 0                        | 0            | 1                       | 0           | 0 (0)                                       | 0 (0)                                    | 0                       |
| [類型別] ( )内は内数で当社の第一当事者に起因する交通事故件数 |                      |  |                        |               |                 |  |                                  |                          |              |                         |             |   |  |                         |
| 車外人身                              | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| 車内人身                              | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| 衝突                                | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| 追突                                | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| 接触                                | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| その他                               | (0)                  | ( )                                    | ( )                    | ( )           | ( )             | ( )  |                                  |                          |              |                         |             | ( )   | ( )                                      |                         |
| 疾病                                |                      |  |                        |               |                 |  |                                  |                          |              |                         |             |   |  |                         |
| 故障                                | 1                    |  |                        |               |                 |  |                                  |                          |              | 1                       |             |   |  |                         |

注 「自動車の装置の故障により運行できなくなったもの」に関しては代車を用意し運行を継続しています。



安全管理体制組織図



※社長は、安全統括責任者に事故あるときは、代行を任命する。